

平成28年2月29日

政務活動費交付条例の一部改正に関する請願書提出について (政務活動費関係書類のインターネット公開を求める請願)

仙台市民オンブズマン事務局長 弁護士 畠山裕太

1 政務活動費に関する現在の宮城県における政務活動費の公開状況

(1) 議長のもとにある書類

収支報告書 実績報告書 証拠書類の写し ※会計帳簿がない

(2) 閲覧の可否

当期終了後、61日目から閲覧、コピーはできる(宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例)

情報非開示の場合もある(宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例8条)

(3) ネット公開の現状

収支報告書のみインターネット上で公開されている。

2 実現可能性、他の自治体のネット公開の現状

(1) ネット公開の導入が極めて簡単にできるということ

(2) 他の自治体でも続々導入が決まっていること(他県の状況)

3 政務活動費交付条例の一部改正に関する請願書

内容 収支報告書 実績報告書 会計帳簿 証拠書類の写しのインターネット公開を求める。

・議長への提出が不要であった会計帳簿を、提出の対象とする。

・インターネット公開する(平成28年度から 非開示部分あり得る)

4 これまでの経緯

平成21年3月 仙台市民オンブズマン、宮城県議会と和解

平成27年9月27日 市民フォーラム『本当に必要な?その政活費』

(仙台市民オンブズマン主催) アピール文 全会一致で採択

平成27年10月6日 宮城県議会議員候補者に対してアンケート実施

(内容) 宮城県議会のホームページ上において、政務活動費に関する各会派及び議員個人の①収支報告書, ②活動報告書(政務調査研究について具体的に記載した報告書), ③出納簿又は会計帳簿, ④領収証及び支出伝票等の資料をインターネット公開することについての意見及びその理由を問うもの。

平成27年10月19日 アンケート結果公表 回答者 51 (回収率60.71%)

うち賛成 34 (66.67%) 反対 16 (31.37%) 一部反対 1 (1.96%)

平成27年12月～

政務活動費とは

議員の活動を助けるために、議員報酬とは別に交付される「補助金」。

議員報酬は、議員の生活費。

しかし、議員報酬だけでは県の現状把握、調査などのために費用がかかるため、その調査費用などのためにその経費の一部を支払う、というのが趣旨。

政務活動費とは

地方自治法100条

14項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査費その他の各別に對する、その議会の議決を経て、その議員に對して、政務活動費を交付することを得る。この場合において、当該政務活動費の交付の對象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の種類は、条例で定めなければならない。

⇒ 宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例

15項

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議員に提出するものとする。

16項

議員は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

政務活動費とは

なお宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例は「政務活動費の手引」に言及なし

しかし、当オンブズマンとの合意書(平成21年3月23日作成)には、平成21年4月以降、「政務調査費の手引(平成21年4月宮城県議会作成)」に従い運用する旨が明記されている。

宮城県議会の政務活動費

【政務活動費を充当するのに適しない例】

(全国都道府県議会議長会資料より)

- × 政党活動への支出
- × 選挙活動への支出
- × 後援会活動への支出
- × 私的経費への支出

宮城県議会の政務活動費

【政務活動費を充当するのに適しない例】

(全国都道府県議会議長会資料より)

- × 飲食・会食を主目的とする各種会合

タウンミー料金

政務活動に当たって、他に利用できる交通機関がないか、運行本数が少ない場合、緊急の場合等、タウンミーを利用する合理的理由がある場合
飲食を主たる目的とした会合や会派や議員間の懇談会に出席する場合に該当できない。

宮城県議会の政務活動費

一つの活動にいろいろな意味が混ざる場合は？

【按分支出について】

議員の活動は政務活動とそれ以外の活動が浑然一体となっている。
特に事務所費、人件費は、各活動の実績に応じて按分する必要はある。とされている。

按分割合は会派、議員によりバラバラ。

その詳細は領収書だけでは必ずしも明らかにならない。

インターネット公開について

【聴き取り結果】

(コストについて)
-ホームページにPDFをアップするにあたり、サーバーを
増設したり、業者に委託する事務が増え、費用が増加
(100万円程度) (大阪府)。

全く費用はかからなかった、ほとんどコスト
がかかっているという回答がほとんど。
(強いて言えば、職員の作業が増えること
による人件費の増加)。

19

インターネット公開について

【聴き取り結果】

(ネット公開にあたり職員が困ったことなど)

強いて言えば、個人情報保護(領収書の黒
塗り)。

上記以外に特に困ったという発言はなかった。

20

インターネット公開について

【まとめ】

導入は極めて容易

もともと収支報告書などをインターネット公開してい
る自治体にとっては、作業の量が増えるだけで、質的
な変化はない(自治体によっては条例改正さえ不要)。

ネット公開について職員の負担もあまりない。
(むしろネット公開により領収書コピーから解放される
かも?)

インターネット公開について

【まとめ】

導入のメリット

政務活動費がどのような使われ方をしてい
るのかを誰もが、すぐに、簡単にみることがで
きる。 ⇒適正な支出につながる。

オンラインでの費用、労力も大幅軽減?

インターネット公開について

【まとめ】

デメリット

特に思いつかない(強いて言えば、個人情
報の流出可能性?)。

宮城県議会 和解放立 政務調査費で



和解放立 政務調査費 制度

1 宮城県議会が政務調査費の抜本的改革を提示したことを受けて、本年3月23日仙台高等裁判所において仙台市民オンブズマンと宮城県知事及び議各会派との間で和解が成立した。宮城県議会が打ち出した改革は全国に誇る画期的なものとして高く評価できるものである。

2 政務調査費は、従来より全面的に使途の不透明さ、使途標準の意味が指摘され、「第二の歳費」と評されてきた。領収証を公開しているのは、47都道府県中39道府県、17政令市では17市であるが、このうち1市以上は領収証を公開（余面公開）しているのは2府県と12政令市にすぎない（2008年10月末現在）。使途基準を作成しているのも、14道県、4政令市に

とどまる。使途の不透明さは市民による使途のチェックを不可能にし、使途標準の意味さは政務調査費の使いみちを事実上議員の判断に委ね

オンブズマン

No.30 / 2009年6月15日(月)

仙台市民オンブズマン
仙台市民オンブズマンツアーツ
仙台市民オンブズマンツアーツグループ

(事務局) 仙台市青葉区中央4-4-28 仙台ビル31F
宮城県仙台市青葉区中央4-4-28 仙台ビル31F
TEL (022) 227-9900 FAX (022) 227-3867
http://search-ombudsman/ e-mail: search@ombudsman.com

るに等しい。その結果、全国的に政務調査費の違法・不当支出が後を絶たない。この問題は単なる税金の無駄遣いだけではない。自ら不正を働いている議員が首長職の不正を追及できるはずがなく（そのため首長職も使途についてあえて門を出さない＝悪者標榜）、議員の首長職に対するチェック機能が働かないという議会の存在意義にかかわる根本的な問題である。

3 宮城県の場合は、領収証は1円から公開する都道府県のひとつに数えられているが、安易に領収証の代わりに支払証明書をもって代用することができるとされ、実際はさまざまな支出が多岐まかり通って来た。使途標準を定めた手引も存在しなかった。何よりも問題なのは、旅費の簡便計算方法で1km当たり90円＋1円4000円という旅費標準を採用していたことである。1km当たり90円という単価は、議員が6年ごとに新車を1台購入できることを前提にする途方もない単価であった。一律4000円の追加についても何の根拠もない。そのため宮城県知事は、仙台市民オンブズマンから毎年住民訴訟を提訴されることになり、ついには上記旅費簡便計算方法について昨年12月1日仙台地方裁判所により違法であると判断されるに至ったのである。

4 今般の宮城県議会の改革は以上の経緯をふまえたものであり、以下のとおり画期的意義を有するものである。

第1に、上記旅費簡便計算方法を廃止し、旅費については1km当たり37円とし、実費原則を明確にした。

第2に、議員に対する政務調査費の前払方式を止め、後払い方式に改めた。つまり、会派の所属議員は会派が定めた期日までに月毎の支出金額と使途内容を会派に提出し、会派はその内容を審査し適正と認められた場合に初めて議員が受出した金額を政務調査費として交付する。前払の場合、金額使い切らないと翌との差額が議員の側に残さず、後払いであればその恐れは少ない。この後払い方式は全国でも例を見ない画期的なものである。

第3に、すべての支出について領収証等証拠書類の添付を義務付けた。また、支払証明書で

代用できる場合を自動販売機で購入した切符代、費用弁償規定による旅費等に限定した。

第4に、会派のチェック機能を強化し、同時に会派の責任者に重い責任を負わせた。つまり、会派の総責任者及び幹事長は、所属議員から月別支出報告書、領収証等添付票、支払証明書、政務調査活動記録簿等の書類が提出されたときは、厳格審査に基づき審査を行い、その内容が適正であると認めた場合に、当該議員に支出額と同額を政務調査費として交付する。その場合総責任者及び幹事長は領収証等添付票及び政務調査活動記録簿の承認欄に押印またはサインをすることになった。

第5に、透明性を格段に高めた。会派の所属議員から毎月会派に提出された上記月別支出報告書等は議会事務局に提出され、情報公開の対象となった。これにより市民による詳細なチェックが可能となった。

第6に、「政務調査費の手引」を作成し、使途標準について詳細かつ具体的に定めた。内容的にも至極妥当なものである。

5 宮城県議会の政務調査費の受給主体はあくまで会派である。しかるに、これまで会派は単に議員にお金が渡るためのトンネルにすぎなかった。これが今般の改革によって、会派の議員に対するチェック機能が強化され、同時に会派責任者の責任も重くなった。その結果、本来あるべき姿である会派による共同研究、情報共有化が進み、会派のレベル向上、ひいては議会の活性化につながる事が大いに期待される。

6 仙台市民オンブズマンは、今般の改革が真の改革となるよう、今後とも会派の支出内容をチェックする等監視を続けていく所存である。



政務活動費のインターネット公開を求めるアピール

本日のフォーラムでは、平成24年度の宮城県議会議員の政務調査費（現：政務活動費）において、玉串料や初穂料など明らかに政務調査と関連しない名目で支払いがされていたことが明らかになりました。また、政務調査の内容が十分説明されていない支出例が多数発見されました。さらに、仙台近郊の高級旅館での一泊研修に多額の政務調査費を支出していたり、年度末にiPadなどの備品を大量に購入するなど、政務調査費の使い切りと考えざるを得ない支出も見つかりました。こうした実態を知り、私たち参加者一同は、政務調査費の使途基準が軽視され続けており、宮城県議会の会派や議員の自浄作用に期待することはできないと感じました。

政務活動費の支払いを第三者の目からチェックする取組みとして、全国における第三者機関についても検討しましたが、大量の資料を一つ一つチェックすることには限界があるうえ、批判的な立場から支出を厳しくチェックすることも困難なようです。

私たち参加者一同は、多くの納税者が政務活動費の支出状況を批判的かつ不断に監視できる仕組みが必要だと考えます。例えば、高知県議会や大阪府議会では収支報告書、活動報告書、出納簿（会計帳簿）、領収証等がすべてインターネット上で公開されており、これらをインターネット上で公開することは技術面・労力面からも極めて容易であることが明らかとなりました。

そこで、私たち参加者一同は、宮城県議会、仙台市議会をはじめ、すべての政務活動費制度を持っている議会に対し、速やかに、①収支報告書、②活動報告書（政務調査研究について具体的に記載した報告書）、③出納簿又は会計帳簿、④領収証及び支出伝票等の資料をインターネット上で公開するよう求めます。

2015年9月27日

フォーラム「本当に必要なの？その政活費」参加者一同

2015年(平成27年)10月6日
宮城県議会議員選挙立候補予定者 各位

アンケート回答のお願い
【政務活動費関係資料のインターネット公開について】

仙台市青葉区中央4-3-28 槻市ビル3F
仙台市民オンブズマン(代表者 野呂 圭)
電話 022-227-9900
FAX 022-227-3267

拝啓

仲秋の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

宮城県議会議員一般選挙の執行が平成27年10月25日に迫り、宮城県議会議員候補者の皆様方におかれましては準備のために多忙な日々を過ごされていることと思われます。

さて、近年、地方議会議員の政務活動費の支出については、報道等により全国で数々の不正な支出例が明らかになり市民の関心も高く、政務活動費支出の適正をいかに確保するかが大きな課題となっております(新聞記事ご参照)。

当団体では、平成27年9月27日、「本当に必要なの?その政活費」と題してシンポジウムを行ったところ、政務活動費について適正支出を確保するためには政務活動費関係資料、すなわち①収支報告書、②活動報告書(政務調査研究について具体的に記載した報告書)、③出納簿又は会計帳簿、④領収証及び支出伝票等の資料をインターネット上で公開することがぜひとも必要であるとの結論に達しました。

つきましては、宮城県議会議員の候補者である皆様方に、政務活動費関係資料のインターネット公開に関するご見解をお伺いしたく、本アンケート実施を企画しました。アンケート結果は、県民のために公表させていただく予定です。

ご多忙のところ恐れ入りますが、別紙アンケートにご記入の上、仙台市民オンブズマン事務局までご返送いただきたくお願い申し上げます。恐縮ですが、本年10月15日(木)までに到着するよう、返信用封筒にて(FAXでも結構です)ご送付いただけますようお願い申し上げます。

敬具

仙台市青葉区中央4-3-28 槻市ビル3F
仙台市民オンブズマン事務局宛
【FAX 022-227-3267】

アンケート
【政務活動費関係資料のインターネット公開について】

宮城県議会の会派及び各議員の政務活動費に関して以下のご質問にご回答願います。

1 宮城県議会のホームページ上において、政務活動費に関する各会派及び議員個人の①収支報告書、②活動報告書(政務調査研究について具体的に記載した報告書)、③出納簿又は会計帳簿、④領収証及び支出伝票等の資料をインターネット公開することについて

- ・賛成である。
 - ・反対である。
 - ・一部については開示に反対である。
- 開示に反対の資料()

2 上記結論の理由をお教え下さい。

2015年(平成27年) 月 日
(回答者)

連絡先 _____
氏名 _____



Home

議員の政務調査費

★宮城県議会議員候補者への政務活動費のインターネット公開に関するアンケート結果について★

仙台市民オンブズマン (2015年10月19日 15:29)
仙台市民オンブズマンです。

平成27年9月27日実施の市民フォーラム『本当に必要な？その政活費』(仙台市民オンブズマン主催)では、政務活動費について適正支出を確保するには、政務活動費関係資料をインターネット上で公開することがぜひとも必要であるとの結論になりました。そこで、宮城県議会議員の候補者方に政務活動費関係資料のインターネット公開に関する考えをうかがうため、平成27年10月6日付でアンケートを実施しました。その結果の集計ができましたのでご報告いたします。

【アンケートの内容】

宮城県議会のホームページ上において、政務活動費に関する各党派及び議員個人の①収支報告書、②活動報告書(政務調査研究について具体的に記載した報告書)、③出納簿又は会計帳簿、④領収証及び支出伝票等の資料をインターネット公開することについての意見及びその理由を問うもの。

(アンケートの文面↓)

[アンケート.pdf](#)

【アンケート結果概要】

以下のとおりです。

対象数 86

実施数 84(アンケート送付当時、白石・刈田の横山隆光候補(無新)、

亙理の渡辺庄寿候補(無新)の連絡先が入手できませんでした。)

回答者 51(回収率60. 71%)

うち賛成 34 (66. 67%) 34/51

反対 16 (31. 37%) 16/51

一部反対 1 (1. 96%) 1/51

(集計表↓)

[アンケート結果まとめ1020.xlsx](#)

選挙期間中ですので、詳しいコメントは差し控させていただきますが、我々にとつては興味深い結果でした。

※このアンケートは、仙台市民オンブズマンが実施、集計、公表したものです。

【仙台市民オンブズマン事務局 連絡先】

〒980-0021 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階

代表 野呂圭

電話:022-227-9900

FAX:022-227-3267

メール:s-ombuds@nifty.com

カテゴリ: 宮城県議会

カテゴリ

[カテゴリを追加](#)

[仙台市議会 \(21\)](#)

[宮城県議会 \(24\)](#)

[旅費住民訴訟平成18年
月別アーカイブ](#)

[2015年10月 \(3\)](#)

[2015年9月 \(1\)](#)

[2015年5月 \(1\)](#)

[2014年12月 \(1\)](#)

[2014年11月 \(1\)](#)

[2014年10月 \(5\)](#)

[2014年5月 \(1\)](#)

[2013年5月 \(1\)](#)

[2013年1月 \(1\)](#)

[2012年11月 \(1\)](#)

[2012年10月 \(1\)](#)

[2012年8月 \(1\)](#)

[2012年4月 \(1\)](#)

[2011年10月 \(1\)](#)

[2011年6月 \(1\)](#)

[2011年1月 \(1\)](#)

[2010年12月 \(1\)](#)

[2010年11月 \(1\)](#)

[2010年10月 \(1\)](#)

[2010年8月 \(1\)](#)

[2010年7月 \(1\)](#)

[2010年5月 \(1\)](#)

[2010年4月 \(1\)](#)

[2010年3月 \(1\)](#)

[2009年10月 \(1\)](#)

[2009年3月 \(2\)](#)

[2009年2月 \(1\)](#)

[2009年1月 \(1\)](#)

[2008年12月 \(3\)](#)

[2008年11月 \(2\)](#)

[2008年10月 \(4\)](#)

[このブログを購読](#)



2016 (平成28) 年2月29日

宮城県議会議長 安部 孝 殿

政務活動費交付条例の一部改正に関する請願書

紹介議員

三浦 一敏

岸 田 清 史

菅 間 進

1 請願の趣旨

別紙「宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条

例案」のとおり、政務活動費に係る収支報告書、実績報告書、会計帳簿及び証拠書類の写しを宮城県議会のホームページにより公表する内容の条例改正を求めます。

2 請願の理由

- (1) 本請願に係る条例改正案の趣旨は、政務活動費に係る収支報告書、実績報告書、会計帳簿及び証拠書類の写しをホームページ上で公開するというものです。
- (2) 政務活動費については、地方自治法第100条第16項において「議長は、第十四項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。」とされ、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第18条において、「議長は、政務活動費の適正な運用を期すとともに、用途の透明性の確保に努めるものとする。」と定められています。また、宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例第3条においても、「議会は、この条例に定められた義務を遂行するほか、議会の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。」と規定されています。
- (3) これらの規定は、政務活動費の適正な支出を期すためにはその用途の透明性の確保が必要であり、そのためには議会が積極的に住民に政務活動費に関する情報を公開することにより、住民がより気軽に政務活動費の内容や用途にアクセスできるようにすることが必要であるとの考えに基づくとであると解されます。そして、これが実現されることは、議員の活動、議会の活動に対する住民の信頼を築く基盤となりうるものであり、地方自治の本旨の実現に資すると考えられます。

(3) とところで、宮城県議会では、既に、収支報告書、実績報告書及び証拠書類の写しについては、情報公開請求手続によらずとも閲覧できるようになっています(条例第17条第2項、第3項)。

しかし、上記収支報告書等、特に領収書等の証拠書類の量は膨大であり、閲覧をして確認するには時間がかかる上、情報公開請求手続により写しの交付を受ける場合にもコピー代の負担が大きく、住民が気軽に政務活動費の内容を確認する機会を時間的、経済的に逃さざる結果となっています。これでは、住民が気軽に政務活動費の内容や用途にアクセスできるとは言えません。

したがって、政務活動費に関する情報公開の現状を改善する必要性は高いと認められます。そして、その改善手段として最善の方法がホームページ上（インターネット）での公開です。

宮城県議会では、収支報告書は既にホームページ上で公開をしていますが、知事県議会や大府議会議会をはじめ多くの地方議会では会計帳簿及び収支報告書の写しもホームページ上で公開をしておりますので、宮城県議会も会計帳簿及び収支報告書の写しをホームページ上で公開することに支障はありません。

(4) 仙台市民オンブズマンが、昨年10月に宮城県議会議員選挙立候補予定者に行ったアンケートにおいても、回答者51名中34名が政務活動費に係る収支報告書、実績報告書、会計帳簿及び収支報告書の写しのホームページ上（インターネット）での公開に賛成しています（参考資料として、アンケート回答一覧を添付します。）。

(5) 以上の次第で、本条例改正を請願します。
なお、領収書の作成名義人については、政務活動費が公金であること、政務活動という公的な活動に使われるものであることに鑑みれば、それが個人であつても可能な限り公開すべきです。

以上

以上のとおり請願いたします。

(請願者)

住所 〒980-0021 仙台市青葉区中央4-3-28 翔市ビル3階

宮城地域自治研究所内

団体名 仙台市民オンブズマン
代表者 野 呂
電話番号 022-227-0002



(引紙)

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第7項中、「実績報告書」の下に「第12条に基づいて調製する会計帳簿」を加える。

第17条第1項中、「実績報告書」の下に「第12条に基づいて調製する会計帳簿」を加える。

第17条に、次の1項を加える。

4 議長は、第1項の規定により保存されている収支報告書等（当該収支報告書等に記載されている情報のうち、宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第二十七号）第八条の非開示情報を除く。）を、前項の規定によるほか、宮城県議会のホームページにより公表する。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、平成28年度分以降の政務活動費について適用する。